

平成21年5月21日

研究代表者各位

RIMS 研究集会等の実施方針について（数研第2版）  
－新型インフルエンザの流行を受けて－

京都大学数理解析研究所長  
藤 重 悟

このたびの新型インフルエンザの流行を受け、京都大学では資料『新型インフルエンザに対する京都大学の方針（第4版）』のとおり決定されました。このことを受け、本数理解析研究所が実施するRIMS研究集会・共同研究・合宿型セミナー等の実施についても、この京都大学の方針に従うものとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

研究集会等の実施に当たり、直接関係すると考えられる項目は同方針中の1.、2.ならびに4.です。

この方針1.により、今後、本研究所を対象に含む授業休止等の措置が決定された場合は、RIMS研究集会等の開催中止または開催延期の措置を講ずることとします。ただし、本研究所耐震改修工事のため京都市以外で開催予定のRIMS研究集会等の開催については、個別に対応を検討するものとします。

RIMS研究集会等参加者（国内からの参加者、海外からの参加者とも）については、同方針2.に従い、本人又はその家族等が新型インフルエンザに感染した（疑いを含む）場合は、同方針2.に記された期間のRIMS研究集会等への参加は自粛して下さい。

やむを得ない事情により参加を希望される場合は、同方針2.（3）に準じた対応として、参加前日の午前中までに問診票（別紙様式）を共同利用掛までFAX等によりご提出いただき、本学の保健管理センターが認めた場合に限り研究集会等への参加を可能とします（マスクの着用等にご協力下さい）。

また、同方針4.により、発生国（資料※3）から来日する研究者等の宿泊先待機の措置は解除となりましたが、入国時において発熱等の症状がある場合、ならびに入国前に発症者と濃厚接触した者、又は発症者が多数いる施設に立ち入った者については宿泊先での待機対象となりますのでご注意ください。

これら発生国からの来訪予定者については、研究代表者が同人の健康状態などについて連絡を取り、万一インフルエンザの兆候が出た場合は、直ちにインフルエンザ対応方針に示された処置に関する関係先に連絡してその指示に従ってください。

最後になりましたが、現在本学では新型インフルエンザによる感染拡大を防止するために、対象国から来日される研究者等の情報把握に努めています。研究代表者にはお手数をおかけしますが、新型インフルエンザの発生国ならびに発生疑いのある国から研究集会等への参加者が見込まれる場合は、事前に次の情報の提供をお願いします。（氏名／出発国／経由国／入国予定日／出国予定日）

京都大学の方針については、本学HPに随時更新情報が掲載されますのでこちらもご参考下さい。

京都大学 <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja>

本件に関するご連絡先（問診票提出先）：

数理解析研究所共同利用掛

TEL. 075-753-7206 FAX. 075-753-7272

E-mail: kyodo@kurims.kyoto-u.ac.jp

## 新型インフルエンザに対する本学の方針について（第4版）

現在、兵庫県、大阪府等で新型インフルエンザが流行し、学校関係機関において休講等の措置が講じられています。この事態を踏まえ、本日現在における本学としての方針を下記のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、本学の方針（第3版）により、自宅待機（教職員は就業規則に基づく就業禁止）措置を受けている学生、教職員等のうち、今回の方針に基づくと本日から登校、就業可能となる場合については、発熱等の症状がある場合を除き、5月21日から登校、就業するよう周知願います。

おって、各部局においては、今後、多数の教職員が新型インフルエンザに感染したことにより、大学業務が縮小された場合を想定し、継続する業務と一時中止する業務の峻別、シフト制導入等の業務継続体制等について、検討方よろしくお願いいたします。

## 記

## 1. 学生等の授業について

今後、新型インフルエンザの流行範囲及び規模、病原体の毒性の程度、学内感染の有無に基づき感染症対策会議の検討結果をふまえ、授業休止等を決定する場合があります。

また、発症者が局在し移動の範囲が限定されている場合は、特定の地区や部局のみに対し授業休止等の措置を講じることがあります。

## 2. 学生・教職員等又は家族が新型インフルエンザに感染した（疑いを含む。）場合について（別紙参照）

（1）学生、教職員等が新型インフルエンザに感染した場合（疑いを含む。）は以下により対応することとします。

①最寄りの保健所等の発熱相談センターに連絡のうえ、その指示に従う。

②新型インフルエンザと診断された場合は、部局事務に連絡し、入院又は自宅療養（教職員は就業禁止）するとともに、症状が改善（解熱）し、48時間の自宅待機による経過観察（教職員は就業禁止。以下同じ。）後に登校、就業する。

③部局事務は上記②により連絡を受けた場合は、当該者の研究室、事務室内の濃厚接触者（※1）の確認を行い、濃厚接触者は最後に感染者と接触してから96時間の自宅待機による経過観察後、症状が現れなければ登校、就業する。

（2）学生、教職員等の家族（同居している場合に限る。以下同じ。）が新型インフルエンザと診断された場合は、家族が新型インフルエンザと診断された旨を部局事務に連絡し、治療又は最後の接触後96時間の自宅待機による経過観察後、症状が現れなければ登校、就業することとします。

（3）上記（1）の③及び（2）にかかわらず、やむを得ない事情により、96時間以内に登校、就業等する必要がある場合は、原則として以下により登校、就業等を可能とします。

①登校、就業等しようとする日の前日までに（複数日にわたる場合はその都度）問診票（※2）を記入のうえ部局事務に連絡する。（電子メール、ファックス等）

②部局事務は、保健管理センターへ問診票をファックス（753-2424）により提出する。

③保健管理センターは、登校、就業等の可否について判断を行い、当該部局事務に回答する。

④部局事務は、当該者に上記③の内容を連絡する。

## 3. 今後の海外渡航について

発生源（※3）に限らず海外渡航については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討を求めます。

## 4. 発生源から帰国（入国）した場合について

帰国（入国）後の自宅待機（就業禁止）の措置は行いません。

なお、帰国（入国）時において発熱等の症状がある場合は、上記2の（1）①及び②により対応することとし、渡航中に発症者と濃厚接触した者、又は発症者が多数いる施設に立ち入った者については、上記2の（1）③の濃厚接触者の例に準じて取り扱うこととします。

#### 5. 新型インフルエンザの発生国に滞在中の場合について

- （1）現時点において、滞在中の学生、教職員に対し、大学として帰国要請等を行いません。
- （2）滞在中の学生、教職員は、外務省、現地日本大使館等からの情報・指示に従うほか、感染予防の措置（うがい、手洗い、マスクの着用）を行うとともに、感染する可能性が高い地域へ近寄らないよう留意することを求めます。

#### 6. その他

体調等について、部局事務と緊密に連絡を取り合うとともに、体調に変化がある場合は保健管理センターに連絡のうえ、その指示に従ってください。

なお、インフルエンザに関連する症状があれば、直接、「かかりつけ医」等の医療機関に受診せず、まず最寄りの保健所又は京都市等の「発熱相談センター」に相談してください。保健管理センターでも相談に応じます。

#### 《体調不良等に関する問い合わせ先》

- ・保健管理センター（平日の8:30～17:15）  
吉田地区：2405 桂地区：7308 宇治地区：4381 熊取地区：2308
- ・その他、本件に関する問い合わせは、以下に連絡してください。  
京都大学総務部リスク管理担当：（075）753-2226
- ・京都市各保健所（平日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時）  
一覧：<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000003200.html>
- ・京都市保健衛生推進室「発熱相談センター」222-3421（土日祝日含め24時間対応）

#### ※1 濃厚接触者について

濃厚接触者とは、研究室、事務室、課外活動施設等において、発症者に近接して業務等を行っていた者（一時的なものを除く。）並びに同じ器具等を共有した者をいいます。

#### ※2 問診票について

経過観察中に発熱等の症状が現れた場合は、電話またはFAXで部局事務を通じて保健管理センター（電話075-753-2405、FAX075-753-2424）へ連絡・提出してください。

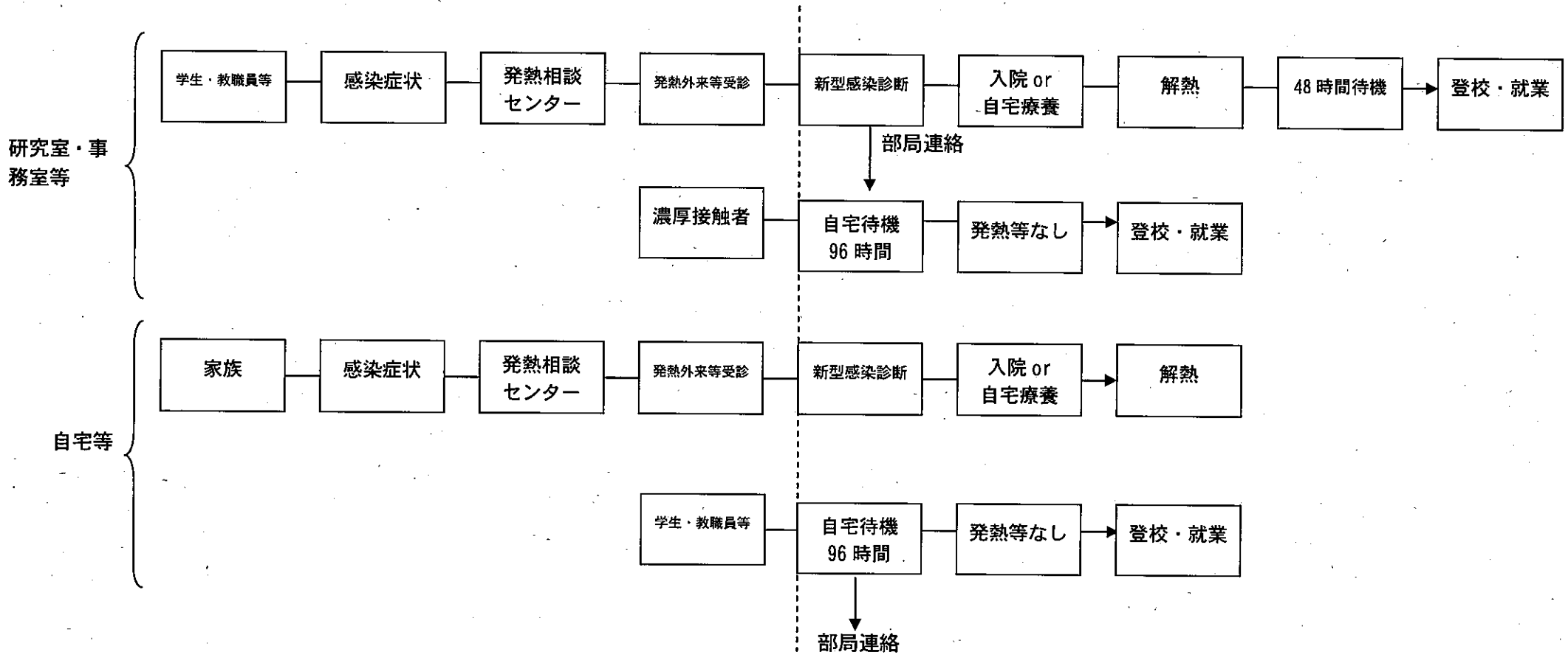
なお、やむを得ない事情により、経過観察開始後96時間以内に登校、就業等する必要がある場合は、事前に部局事務を通じて保健管理センターへ提出してください。

#### ※3 発生国について

第3版においては、「蔓延国」「発生国」と区別していましたが、今後、蔓延国を含め「発生国」と表記します。発生国については、以下の外務省のホームページを参照してください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

新型インフルエンザ感染（疑いを含む。）の場合の対応等について



- 注) 1. 濃厚接触者とは、研究室等において発症者に近接して業務等を行っていたり（一時的を除く）、同じ器具等を共有した学生、教職員等をいう。  
 2. 48時間待機とは、解熱後48時間をいい、当該時間経過後の最初の登校日・勤務日に登校、就業するものとする。  
 3. 自宅待機96時間とは、最終接触から96時間をいい、当該時間経過後の最初の登校日・勤務日に登校、就業するものとする。  
 なお、家族が感染した場合も同様とするが、家族が自宅で療養する場合は、治癒後96時間となるので注意すること。